

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	受胎調節実地指導員の指定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	母体保護法施行規則第 15 条第 4 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	母体保護法施行規則第 15 条第 4 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 母体保護法施行規則第 15 条第 1 項による取消しの申請又は同条第 2 項による死亡若しくは失そうの届出を受けた町長は、受胎調節実地指導員の指定を取り消さなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 過去に申請実績がなく、又は稀であって、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 4 第 14 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日